

点数表

別表第 1（第 3 条関係）

利用調整に係る基本点数表

	保育が必要な事由	保護者の状況	基本点数
1	就労（居宅外就労）	月 1 6 0 時間以上	1 0
		月 1 4 0 時間以上	9
		月 1 2 0 時間以上	8
		月 8 0 時間以上	7
		月 5 2 時間以上	6
2	就労（自営、在宅勤務、内職）	月 1 6 0 時間以上	8
		月 1 4 0 時間以上	7
		月 1 2 0 時間以上	6
		月 8 0 時間以上	5
		月 5 2 時間以上	4
3	妊娠・出産	母親の出産前後	1 0
4	保護者の疾病	入院・常時病臥	1 0
		週 3 日以上の通院加療	8
		上記以外の自宅療養	6
5	保護者の障害	身体障害者手帳及び精神障害者手帳 1 ～ 2 級又は療育手帳 A	1 0
		身体障害者手帳及び精神障害者手帳 3 級以下又は療育手帳 B	8
6	介護等	同居親族の介護	番号 2 に準ずる

7	災害復旧	災害等で居宅を消失、破損し、復旧に当たっている場合	10
8	求職活動	休職中	2
9	就学	学校もしくは職業訓練等に 通学・通所	番号1に準 ずる
		通信制大学等居宅内での学 習	番号2に準 ずる
10	虐待・DV	虐待やDV等により、児童 福祉の観点から保育が必要	15
11	育児休業取得中	保育利用中の子ども	2
12	その他	前各部に類するとして市が 認める事由	前各部に準 じた点数

備考

- 1 父母それぞれの基本点数の合算を、入所申込児童の基本点数とする。
 - 2 きょうだいがすでに利用している同一保育施設への入所（※）及び、児童の保護者が市内保育施設等に保育士及び幼稚園教諭として就労中又は就労予定である者については、入所を優先する。
- ※ 保護者が求職活動中の場合及び、入所申込児童と入れ替わりできょうだいが卒園・退園する場合は除く

別表第 2（第 3 条関係）

利用調整に係る調整点数表

	優先利用の事由	調整点数
1	ひとり親世帯	1 5
2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	5
3	生計中心者の失業中	4
4	子どもが障害を有する場合	2
5	育児休業期間の終了による復職	1
6	地域型保育事業の卒園児童	5
7	保育施設の閉園等に伴う転園	5
8	単身赴任等で片親が常時自宅にいない（ひとり親世帯を除く）	2
9	保育が可能な同居の親族等がいる場合	－ 4
1 0	申込児童以外の就学前児童を特別な理由なく家庭で保育している場合	－ 1
1 1	正当な理由なく保育料を滞納している世帯	－ 1 0

備考

- この表の 2 の項は、別表第 1 の 1 の部又は 2 の部、8 の部又は 9 の部の事由に限り適用する。
- この表の 5 の項は、別表第 1 の 1 の部又は 2 の部の事由に限り適用する。
- この表の各項目は、重複して加算又は減算することができる。

別表第 3（第 3 条関係）

基本点数と調整点数により利用調整できなかった場合の優先順位表

	優先事項
1	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
2	保育料（利用者負担額）算定における所得階層区分が低い世帯
3	家庭外労働である世帯（家庭内労働より優先する。）
4	就労時間等がより多い世帯
5	世帯の状況から総合的に判断

備考 この表における優先事項は、1 の項から順に優先する